

「第 2 次八潮市いのち支える自殺対策計画」 (素案)

令和 6 年 7 月

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	4
第2章 自殺に関する八潮市の動向	5
1 統計に見る自殺の状況	5
2 アンケート調査からの意識	10
3 八潮市における自殺の特徴と課題	12
第3章 現行計画の取組み状況	14
第4章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 施策の体系	18

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年以降、3万人を超える水準が続いていましたが、平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、全国の自殺者数は2万人台に減少するなど、着実に成果が上がってきています。

しかしながら、全国的にみると令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、自殺者数は増加に転じ、特に女性や小中高生の自殺者が増えています。

本市においては令和2年に増加、令和3年に減少に転じていますが、令和4年、5年と増加が続いています。

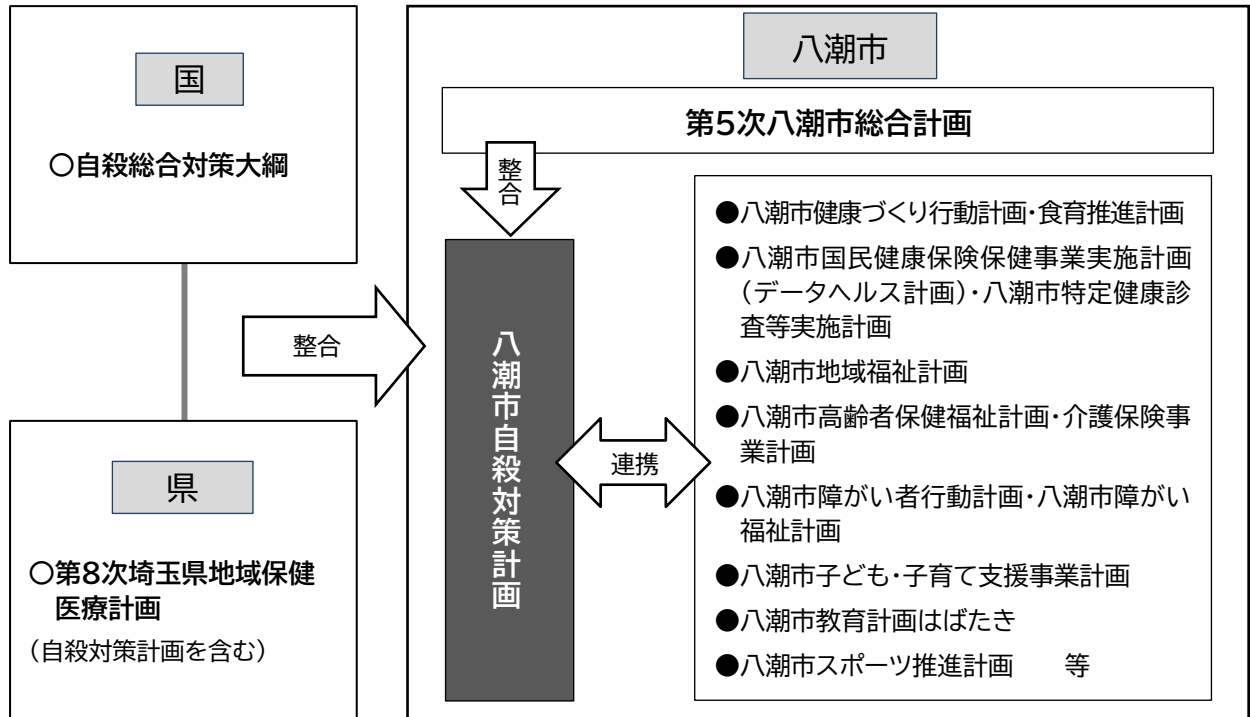
自殺対策基本法に基づく基本指針である「自殺総合対策大綱」は、おおむね5年を目途に見直しが行われていますが、令和4年に見直しが行われています。

本市では、平成31年3月には「八潮市いのち支える自殺対策計画」を策定し、自殺対策の総合的な推進を図ってきました。

このたび「八潮市いのち支える自殺対策計画」が最終年度を迎えることから、本市におけるこれまでの取組みを評価し、国や県の自殺対策に関わる動向や新たな課題を踏まえて、ここに新たな「八潮市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ◆ この計画は、「第5次八潮市総合計画」を上位計画とし、市民の健康増進を図るための基本的な考え方と方策を明らかにするものです。
- ◆ この計画は、自殺対策基本法第13条に基づき自殺対策施策の更なる取組みの推進に向け「市町村自殺対策計画」を策定するものです。
- ◆ 国や埼玉県のとめる計画及び本市の関連個別計画と内容の整合性を図り策定します。



【持続可能な開発目標（SDGs）との関連】

平成7年9月に国連サミットで採択された国際社会の共通目標である持続可能な開発目標（SDGs）は、『誰一人取り残さない』を基本理念として令和12年までの持続可能な社会を実現するための17の目標が設定されています。国際社会全体が、それぞれの責任と役割において行動していくための道しるべとなるものであり、国、地方自治体においても積極的な貢献が必要となります。

そのため、本計画においてもその理念を大切に、目標の達成がSDGsの達成に寄与する計画とします。17の持続可能な目標のうち、本計画の推進によって貢献できる目標は、次のような目標があげられます。

目標(Goal)	目標到達に向けた取り組みの方向性
 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
 2 飢餓をゼロに	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 自殺に関する八潮市の動向

1 統計に見る自殺の状況

(1) 自殺者数はふたたび増加

(自殺者数の推移)

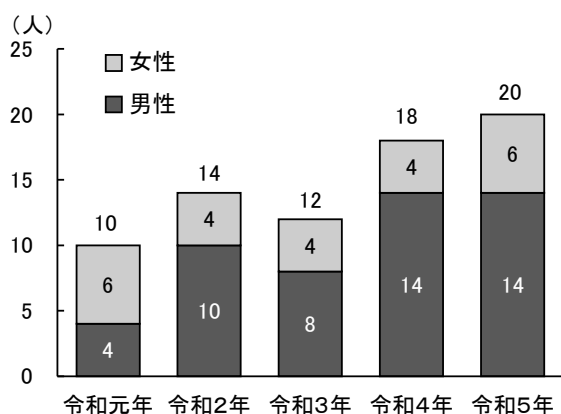
自殺者数の最近5年間の推移は増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染拡大下の令和2年に増加し、令和3年はやや減少していますが、令和4年、5年と増加が続き、令和5年は20人となっています。

人口10万人当たりの自殺者数である自殺死亡率は、令和4年、5年は全国・埼玉県の水準を上回っています。

(性別・年代別の状況)

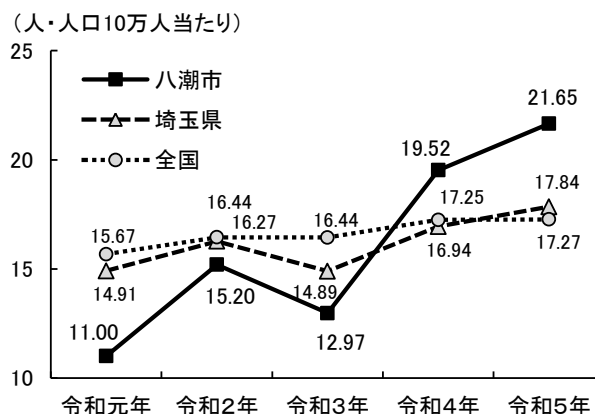
本市の自殺者数を男女別にみると、男性が多くなっています。年代別にみると、50歳代が15人、40歳代が13人、30歳代及び80歳以上が11人の順であり、働き盛り世代で多くなっています。こうした年代の割合は国・埼玉県の割合を上回っており、なかでも80歳以上は大きく上回ります。

自殺者数の推移



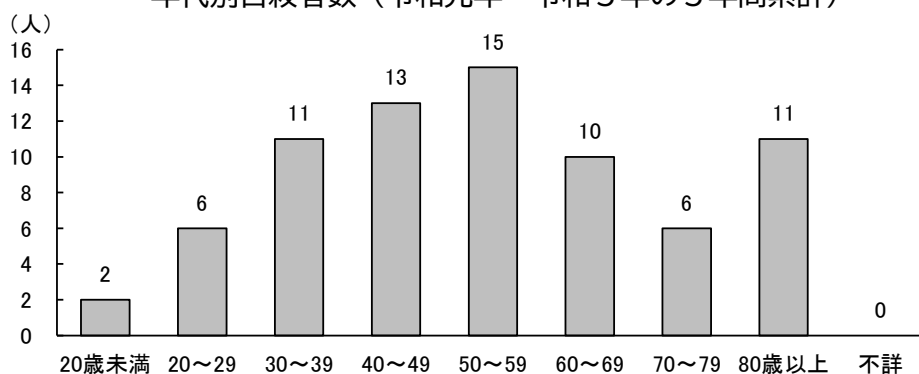
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率の推移



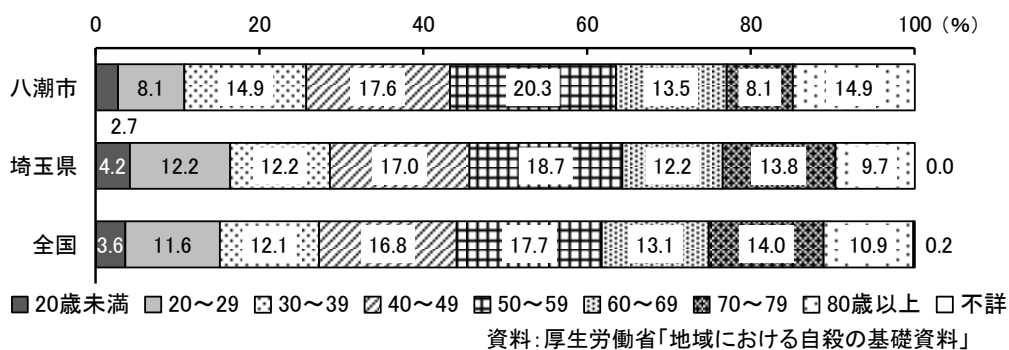
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別自殺者数（令和元年～令和5年の5年間累計）



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年代別割合の比較（令和元年～令和5年の5年間累計）



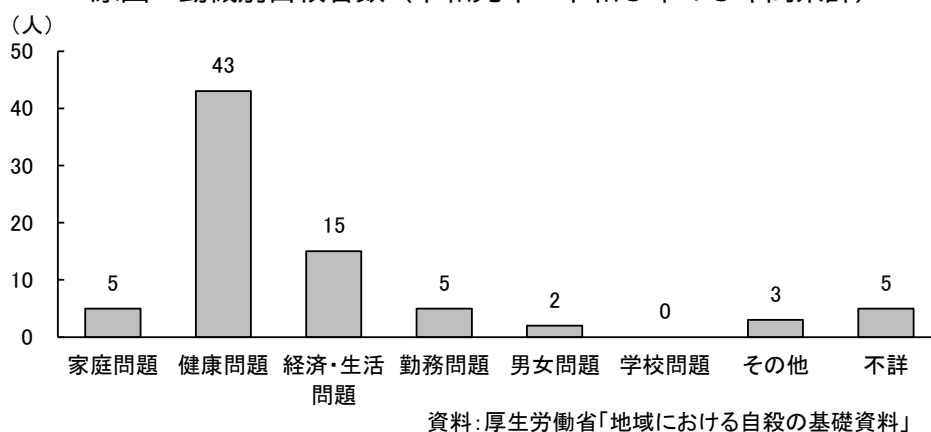
（２）自殺者の状況

（自殺者の原因・動機）

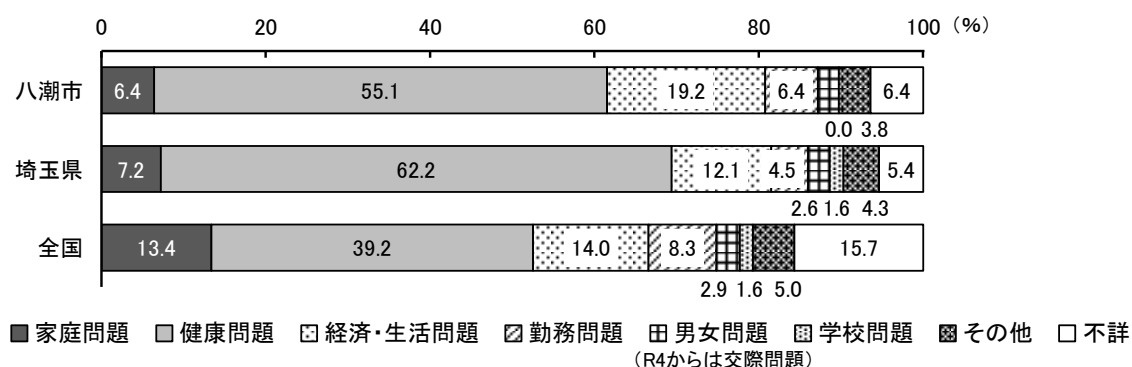
自殺の原因・動機は「健康問題」が55.1%と最も多く、次いで「経済・生活問題」19.2%、「家庭問題」「勤務問題」ともに6.4%となっています。

こうした割合を国・埼玉県と比較すると「健康問題」は国の割合を上回りますが、埼玉県の割合は下回ります。また、「経済・生活問題」は国・埼玉県の割合を上回る一方、「家庭問題」は国・埼玉県の割合を下回ります。

原因・動機別自殺者数（令和元年～令和5年の5年間累計）

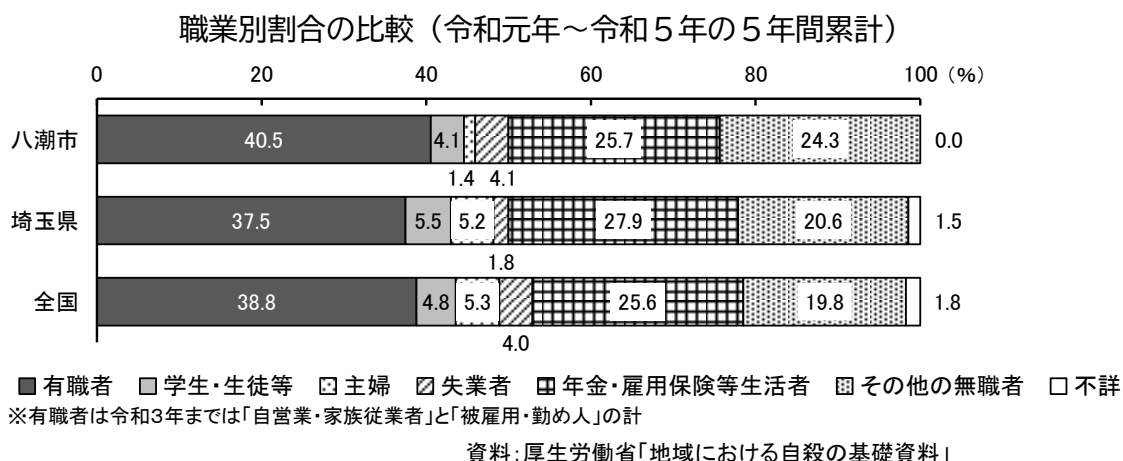
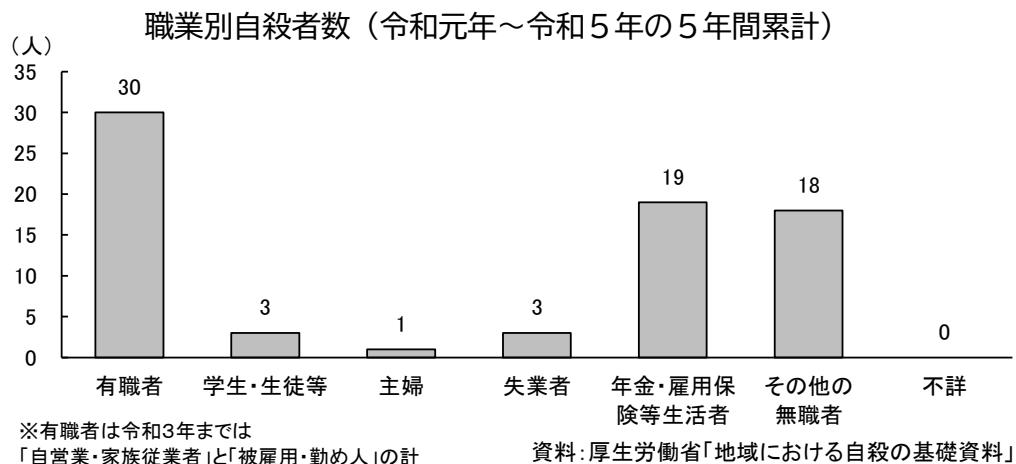


原因・動機別割合の比較（令和元年～令和5年の5年間累計）



(自殺者の職業)

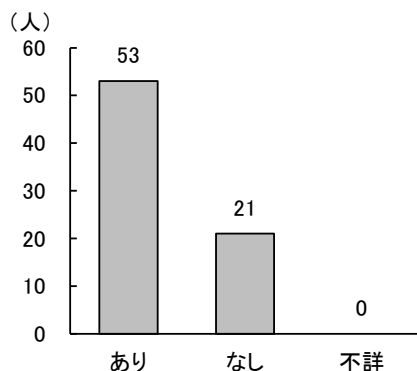
自殺者の職業は、「有職者」40.5%、「年金・雇用保険等生活者」25.7%、「その他の無職者」24.3%ですが、「有職者」の割合は国・埼玉県を上回ります。



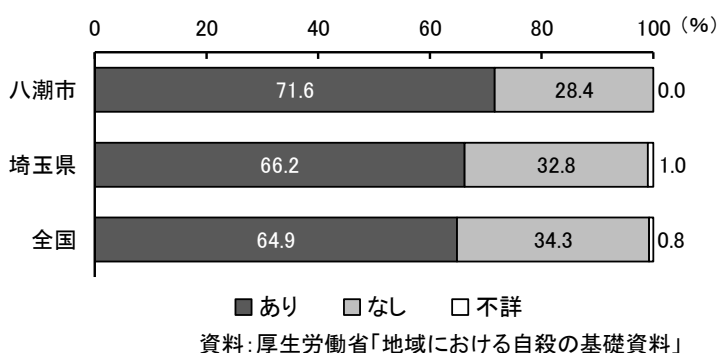
(自殺者の状況)

自殺者の同居人の有無は、同居人「あり」が71.6%と国・埼玉県の割合を上回ります。
自殺者の未遂歴「あり」17.6%は、国・埼玉県の割合を下回ります。

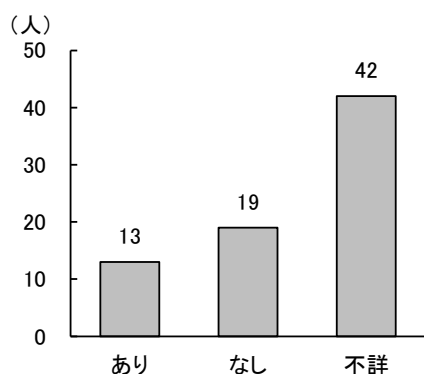
同居人の有無別自殺者数
（令和元年～令和5年の5年間累計）



同居人の有無別割合の比較
（令和元年～令和5年の5年間累計）

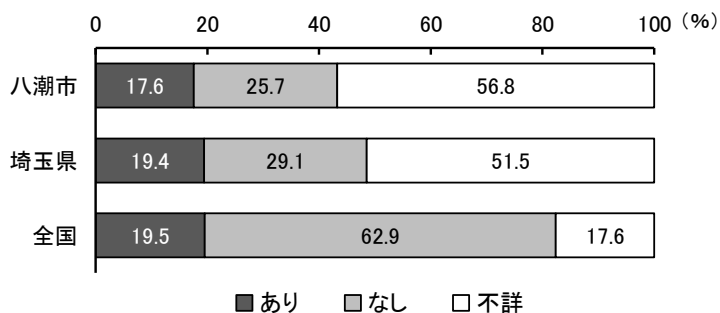


未遂歴の有無別自殺者数
(令和元年～令和5年の5年間累計)



資料: 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

未遂歴の有無別割合の比較
(令和元年～令和5年の5年間累計)



資料: 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

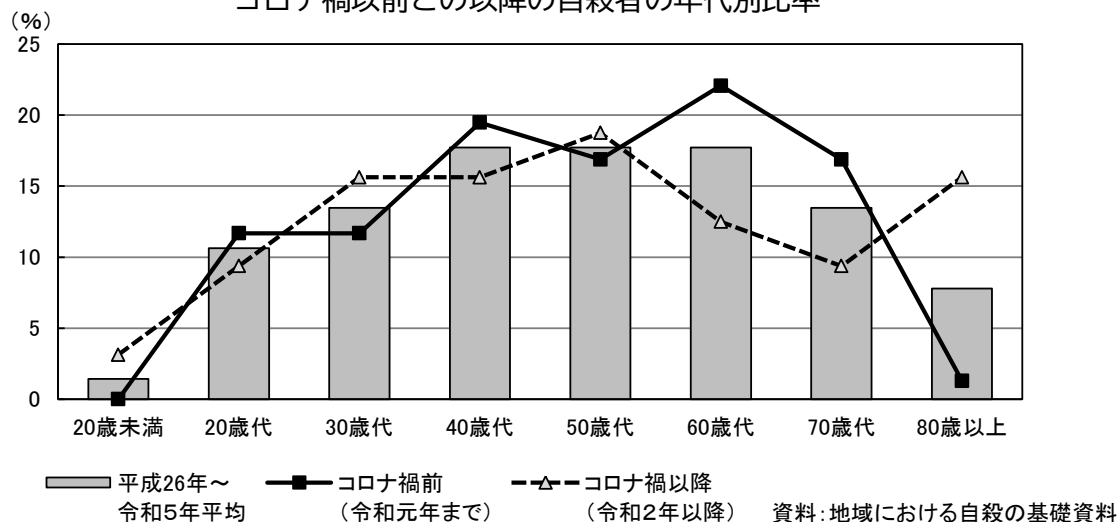
(3) コロナウイルス感染症拡大下における状況

コロナ感染症拡大下での令和2年以降令和5年までの平均割合と、コロナ感染拡大前の平成26年から令和元年までの平均割合とを比較します。

(年代別自殺者数の状況)

年代別では、コロナ感染拡大下の令和2年以降において、60歳代、70歳代の割合が減少し、80歳以上の割合が増加しています。

コロナ禍以前との以降の自殺者の年代別比率

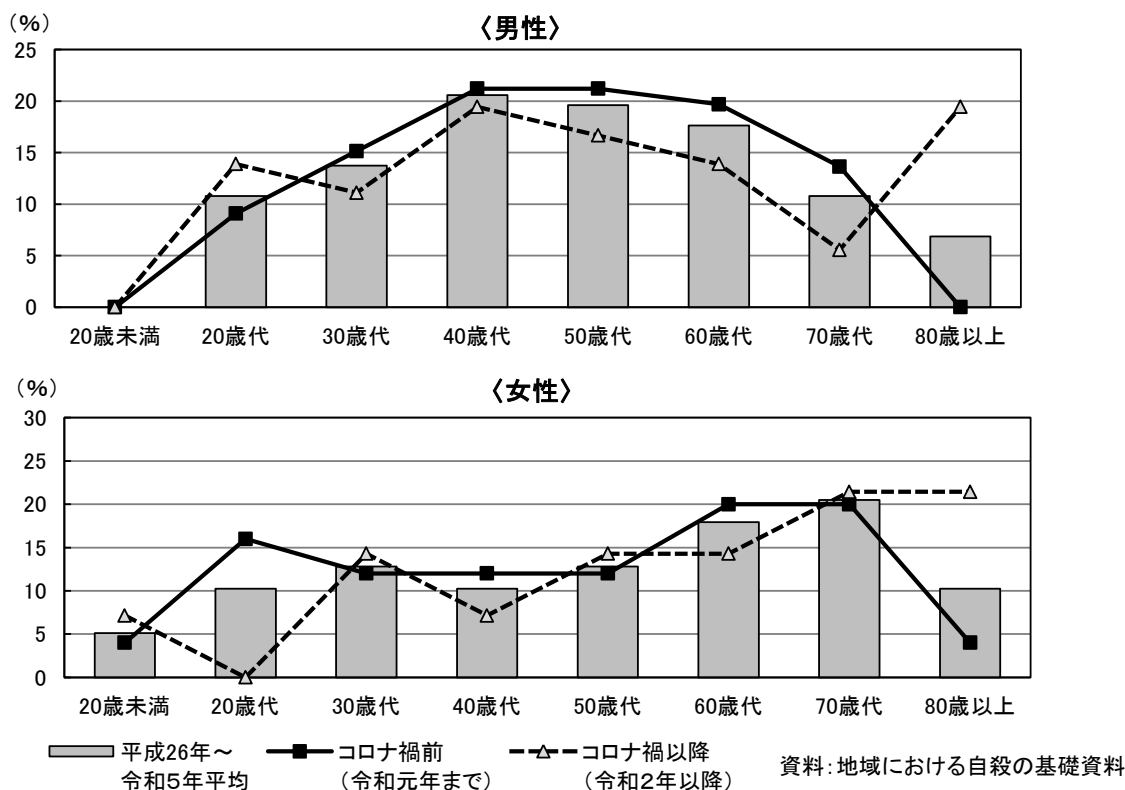


資料: 地域における自殺の基礎資料

(性別自殺者の年齢構成)

性別自殺者の年齢構成をみると、コロナ感染拡大下の令和2年以降、男性は60歳代、70歳代の割合が減り、20歳代、80歳以上の割合が増えています。女性では、20歳代、40歳代、60歳代の割合が減り、80歳以上の割合が増えています。男女共通して80歳以上が増えています。

コロナ禍以前との以降の自殺者の性・年代別比率

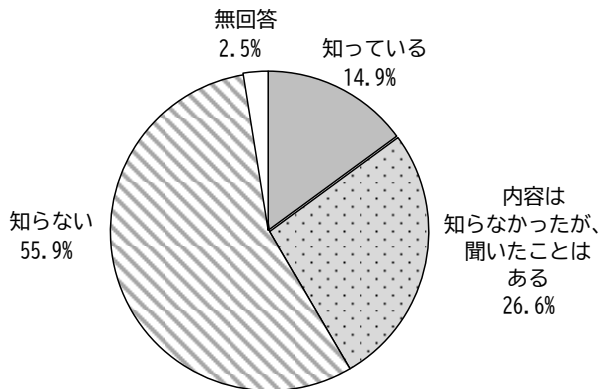


2 アンケート調査からの意識

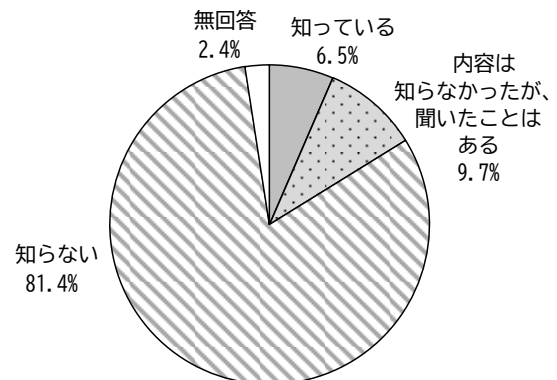
(自殺対策の普及啓発)

自殺対策の普及啓発事業を行っていることについて「知っている」は14.9%、ゲートキーパーを「知っている」割合は、6.5%にとどまっています。

自殺対策普及啓発事業を知っているか



ゲートキーパーを知っているか

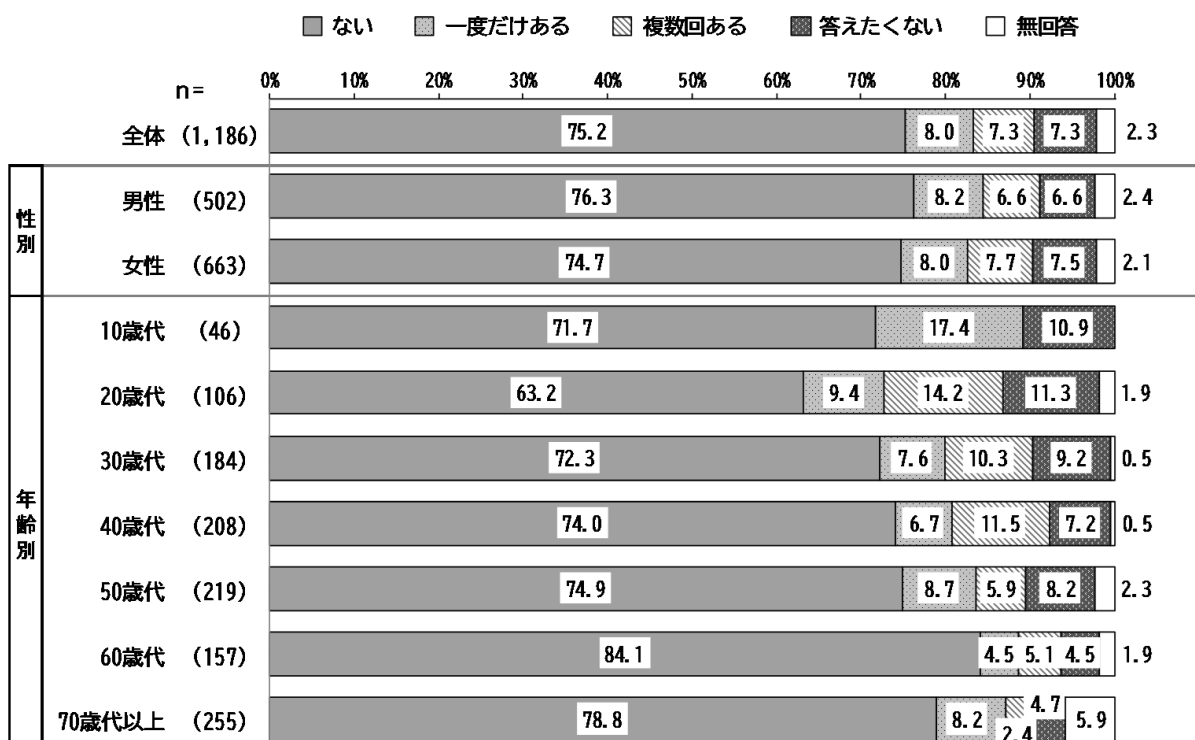


(若い世代への支援)

本気で自殺したいと考えたことが「ある」は15.3%、男性よりも女性、年代では20歳代の割合が高くなっています。ちなみに20歳代の23.6%は他の年代を上回ります。自殺を思いとどまった理由として「時間の経過とともに忘れさせてくれた」が48.1%と、性別、年齢にかかわらず2人に1人があげています。本気で自殺したいと考えたことがある割合が高かった20歳代は、「人に相談して思いとどまった」の割合が他の年代を大きく上回ります。

日常における孤独や孤立を「感じる」は34.2%ですが、年代では10歳代～30歳代の割合がやや高いなど若い世代へ支援が必要となっています。

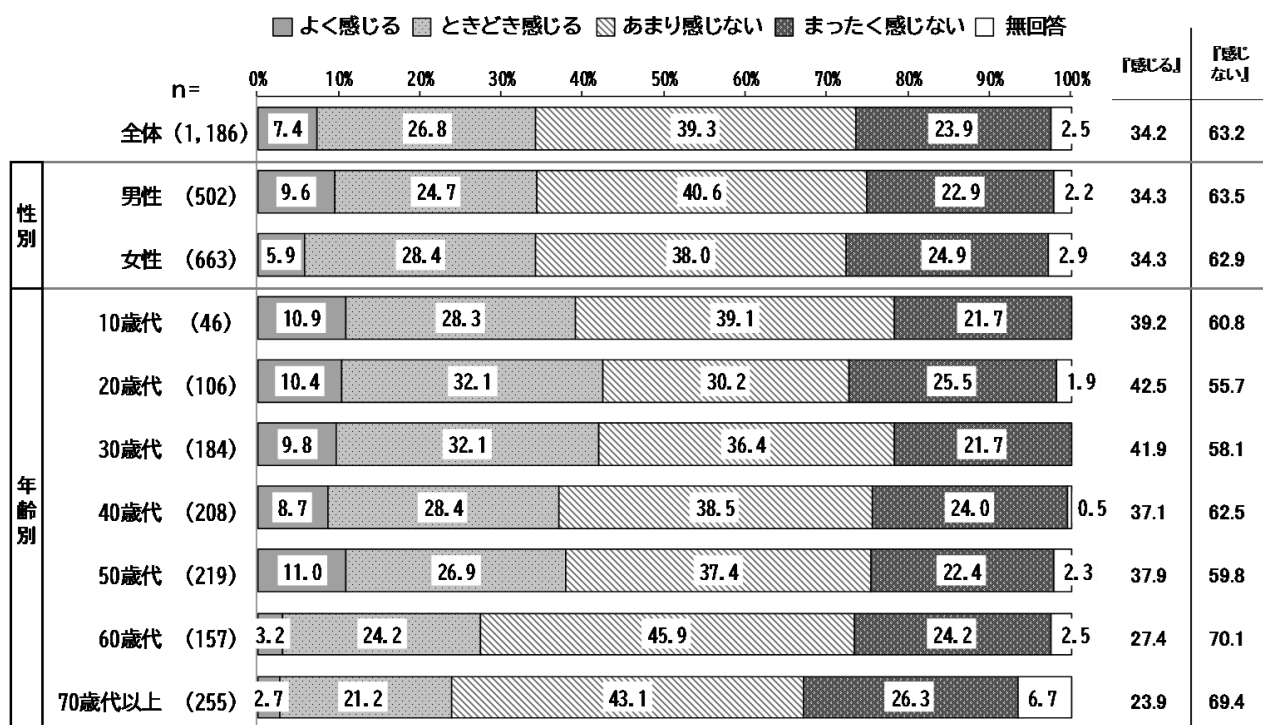
本気で自殺をしたいと考えたこと



自殺を思いとどまった理由

(単位：%)		n	人に相談して 思いとどまった	解決策が見つ かった	家族や大切な 人のことが頭 に浮かんた	時間の経過と ともに忘れさ せてくれた	その他	無回答
全 体		(181)	10.5	12.7	36.5	48.1	17.1	2.8
性 別	男性	(74)	6.8	14.9	32.4	50.0	17.6	4.1
	女性	(104)	13.5	11.5	40.4	47.1	15.4	1.9
年 齢 別	10歳代	(8)	12.5	12.5	37.5	50.0	12.5	0.0
	20歳代	(25)	24.0	8.0	32.0	48.0	36.0	0.0
	30歳代	(33)	18.2	15.2	15.2	57.6	21.2	3.0
	40歳代	(38)	5.3	7.9	44.7	47.4	15.8	0.0
	50歳代	(32)	3.1	18.8	37.5	43.8	15.6	3.1
	60歳代	(15)	20.0	13.3	40.0	40.0	0.0	6.7
	70歳代以上	(27)	0.0	11.1	55.6	44.4	7.4	7.4

日常において孤独や孤立を感じること



3 八潮市における自殺の特徴と課題

男性の40歳代及び50歳代を中心とした働き盛り・子育て世代が多く、こうした年代の割合は国・県の割合を上回ります。しかし、コロナ禍以降、80歳以上が男性、女性いずれも増えています。

自殺の原因として最も多いのは「健康問題」ですが、その割合は、国の割合を大きく上回ります。次に多い「経済・生活問題」の割合についても国・県の割合を上回ります。

自殺者の状況として、有職者の割合、同居人ありの割合、また職業では「その他の無職者」の割合は、いずれも国・埼玉県の割合を上回ります。

一方、アンケート調査からは、本気で自殺したいと考えたことがある割合は20歳代の割合が高く、孤独・孤立を「感じる」割合は10歳代～30歳代で高い割合となっています。



- 40～50歳代を中心とした働き盛り・子育て世代のメンタルヘルス対策など、地域での自殺対策の推進が求められます。
- 80歳以上の高齢者の割合が増えており、生活困窮問題やうつ状態が懸念され、地域共生による重層的な対応が求められます。
- 若者のこころの問題に対応するため、学校での取り組みや相談支援、就労環境への対応などが求められます。

地域自殺実態プロファイルで示される八潮市の特徴

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル2022」では、性別・年代別・職業の有無別・同居人の有無別に区分して、主な自殺者の特徴をまとめています。

それによれば、自殺者の上位は女性60歳以上無職同居が最も多く、次いで男性20～39歳無職同居、男性60歳以上有職同居、男性40～59歳無職同居、男性60歳以上・無職同居となっています。40歳代、50歳代の自殺死亡率は男性、女性いずれも国及び県よりも高く、そのことが反映されています。

本市の自殺者数は令和5年も増加となっていますが、「地域自殺実態プロファイル(2022)」では令和5年の状況を反映しておらず、令和4年までのデータに基づいていることを考慮していく必要があります。

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 子ども・若者 無職者・失業者 勤務・経営
---------	--

地域の主な自殺者の特徴（平成30年～令和4年合計）

	自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位	女性60歳以上 無職同居	8	11.9%	18.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位	男性20～39歳 無職同居	7	10.4%	124.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3位	男性60歳以上 有職同居	6	9.0%	25.7	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
4位	男性40～59歳 無職同居	5	7.5%	132.7	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位	男性60歳以上 無職同居	5	7.5%	22.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺

第3章 現行計画の取組み状況

項目	基準値 平成 27 年	最新値 令和 4 年	目標値 令和 4 年	評価
自殺死亡率	15.5	18.2	12.2	C

出典：令和 4 年数値は人口動態統計、埼玉県推計人口令和 4 年10月1日現在（総人口）を基に算出

（１）地域におけるネットワークの強化

- 自殺対策庁内連絡会議を開催しています。
- 幼保認定こども園小連携連絡協議会、小中一貫教育推進部会における「こころ部会」を開催しています。

（２）自殺対策を支える人材の育成

- 民生委員や職員、一般市民向けにゲートキーパー養成講座を行っています。
- 地域福祉サポーター養成講座開催の支援、現場見学の実施を行っています。
- 中学校 2 校に生徒指導加配教員を配置し、小学校 2 校に教員を派遣しています。

（３）市民への啓発と周知

- 自殺予防週間などを利用して、自殺予防の啓発を行っています。
- 相談窓口の周知と相談内容に応じた案内の充実を行っています。
- こころの健康講座を開催しています。
- 青少年の健全育成に関する啓発用リーフレット等の配布を通じ、地域住民への情報の周知を図っています。
- 駅前デジタルサイネージを使用し、ゲートキーパー養成講座の周知を行っています。

（４）生きることの促進要因への支援

- こころの健康相談、精神保健相談・訪問指導、DV 相談など、さまざまな相談活動を行っています。
- 自殺リスクを抱える可能性のある方、妊娠・子育て中の方、若年層、自殺未遂者などへの各種支援を行っています。
- 産後うつ病の早期発見に取り組んでいます。
- 保健センターロビーにストレスチェックの機器やうつ病チェック等の資料を常設し、情報提供を行っています。
- 地域子育て支援拠点をはじめ、障害のある方や高齢者の居場所づくりを行っています。

(5) いのちの大切さを伝える教育

- 学校教育でのいのちを大切にする授業を行っています。
- 不登校児童特別対策委員会を開催しています。

(6) 高齢者への対策

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者の総合的な相談に応じています。
- いこいの体操、介護予防教室、趣味の教室などにより、高齢者の健康づくり及び居場所づくりを行っています。
- 高齢者ふれあいの家に対し運営管理費等の助成や、新規運営者に開設準備金の助成を行っています。

(7) 生活困窮者等への対策

- 自立相談支援事業等により、相談・自立支援、経済的支援を行っています。
- 経済的な理由により修学困難な児童・生徒の保護者に対し、教育資金貸付や学用品等の費用援助を行っています。

(8) 勤務・経営への対策

- 市内中小企業に対し、融資あっせんを行っています。
- 市内新規創業者を支援するため利子補助を行い、相談者の状況把握に努めています。
- 市内事業所や労働団体が行う保健事業への補助金交付を行っています。
- 埼玉県と共催で、労働問題への正しい知識の普及や意識啓発を図っています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

令和4年に改定された国の自殺総合対策大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を引き続き基本理念としています。

本市においては、「市民一人ひとりが「いのち」を大切にし、互いに支え合い、安心して暮らせるやしおの実現」を基本理念として、自殺対策を推進してきました。新たな自殺対策計画においても、引き続き「市民一人ひとりが「いのち」を大切にし、互いに支え合い、安心して暮らせるやしおの実現」を基本理念とします。

市民一人ひとりが「いのち」を大切にし、
互いに支え合い、安心して暮らせるやしおの実現

2 基本方針

国の自殺総合対策大綱が掲げる自殺対策の基本方針を踏まえ、本市では以下の基本方針に沿って自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、社会全体の自殺のリスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、「生きることの阻害要因」である失業や多重債務、生活困窮等を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」である自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて、自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的支援として推進します。

(2) 関連分野・関係機関との連携・協働

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域や職場環境、さらには本人の性格傾向や家族の状況、死生観などが複雑に関係しています。

そのため、様々な分野の施策や関係機関との連携・協働による包括的な取り組みを実施します。

(3) 実践と啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」という認識を醸成し、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

また、自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その助言を受けながら見守っていただける取組みを推進します。

(4) 対応段階に応じた取組み

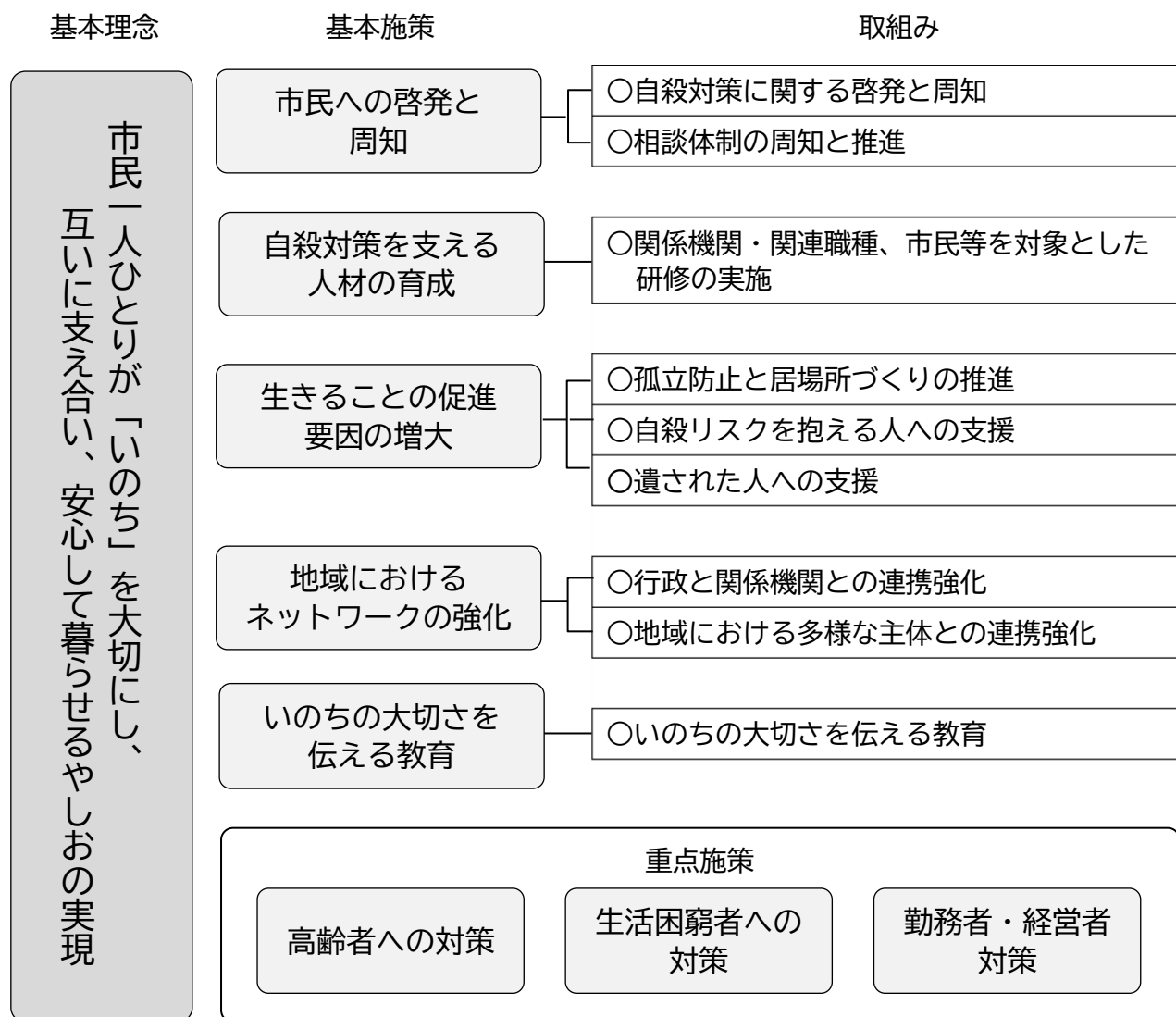
市民一人ひとりの周知啓発としての事前予防、自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させない適切な相談と支援につなげる危機対応、自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とするとともに、遺族等への支援を行う事後対応といった、それぞれの対応段階に応じた対策に取り組み、効果的に連動させた取組みとします。

(5) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者及びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に配慮するとともに、これらを不当に侵害することのないようにしなければなりません。

自殺対策に関わる全ての人が、このことを認識して自殺対策に取り組めます。

3 施策の体系



○基本施策とは・・・

地域における自殺の状況如何に関わらず、あらゆる地域の住民がそれらの取組を通じた支援を受けられるよう、基本法の趣旨を踏まえて、すべての地方公共団体で実施されるべき施策。

○重点施策とは・・・

大綱において示される「当面の重点施策」ならびに、各地域における自殺の実態や実情等を踏まえつつ、それぞれの地方公共団体において特に力点を置いて取り組むべき施策。